

大分労安発 0213 第 1 号
令和 6 年 2 月 13 日

派遣元事業所 殿

大分労働局職業安定部長
(公印省略)

派遣元事業所セミナーの開催について (ご案内)

平素より労働者派遣事業の適正な運営の確保につきまして、ご尽力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、当室では、年間を通じて指導監督を実施しているところですが、令和 2 年 4 月施行の派遣労働者の待遇改善を柱とした「同一労働同一賃金」への対応を定めた改正労働者派遣法に基づく対応についても、重点的に取り組んでいるところです。

今年度指導監督を実施した殆どの事業所におきまして、作成が義務付けられている契約書等の基本的な書面や同一労働同一賃金への対応を定めた労使協定書が適切に作成されていないこと等、多くの派遣法等違反が確認され、指導を実施しているところです。特に、同一労働同一賃金については法施行後 4 年弱が経過したところですが、今後の適正運用に関して未だに不安視される結果となっています。

つきましては、派遣元事業所の労働者派遣制度の理解に資するために標記セミナーを下記のとおり開催しますので、御案内申し上げます。担当者の御出席につきまして、よろしくお願い申し上げます。

記

1 開催日時及び会場

(日 時) 令和 6 年 3 月 5 日 (火) 14:00~16:00

(場 所) J:COM ホルトホール大分 3 階 「大会議室」
(大分市金池南一町名 5 番 1 号)
※駐車料金は、参加者にてご負担願います

(定 員) 最大: 300 人 (先着順)

2 セミナー次第

別紙 1 をご参照ください

3 参加申し込み

出席を希望される事業所は、出席人数を令和6年2月27日(火)までに下記【申し込み・問合せ先】あてに電話又はメールによりご連絡願います。

また、出席人数は1事業所につき2名までとします。

なお、定員を設定しておりますので、お早めの申し込みをお勧めします。申し込み期限前であっても、定員に達した段階で締め切りとさせていただきますので、ご了承ください。

4 お願い・留意事項

説明内容については、今年度実施した集団定期指導における説明内容と同内容となっています。今年度集団定期指導を受けた事業所については、ご留意ください。

当セミナーは派遣元事業所を対象としたセミナーとしていますが、会場に余裕がある場合は派遣先事業所の参加も可能としますので、可能な範囲で、取引のある派遣先事業所にもセミナー開催及び申し込み方法についてご周知願います。

派遣先事業所については、期限内にお申し込みいただき、派遣元事業所の参加人数が確定する2月27日以降に参加の可否を連絡します(派遣先は必ずしも参加できるとは限りません)。

新型コロナウイルスやインフルエンザ等感染症の拡大防止対応のため、当日は、マスク着用にご協力願います。また、発熱等による体調不良が確認されている場合は、出席を見合わせていただくよう重ねてお願い申し上げます。

不明な事項については、大分労働局職業安定部需給調整事業室までお尋ねください。

【申し込み・問合せ先】

大分労働局職業安定部需給調整事業室

電話：097-535-2095

メール：oita-jukyu@mlw.go.jp